

令和7年度 瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金の手続き

【事業概要】

瀬戸内市内に所在する歴史文化資源の保存・活用を目的とした事業を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付します。

【対象団体】

以下の全てに該当する該当する団体であること。

- (1) 団体を構成する者のうち、本市に住所を有する者が過半数を占める団体であること。
- (2) 本市に活動拠点を置く団体であること。
- (3) 定款、規約、会則その他の定めにより、運営上の規律が確立されている団体であること。
- (4) 営利を目的とした団体でないこと。
- (5) 政治的活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 瀬戸内市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でないこと。
- (7) 団体の構成員が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 過去5年間にこの補助金を受けた団体でないこと。

【対象事業】

市の歴史文化資源の保存・活用に資する事業のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 歴史文化資源保存・活用団体等が自主的及び主体的に企画及び実施している事業
- (2) 長期的展望に立って企画している事業
- (3) 地域に残る歴史文化資源を有効に保存・活用している事業で、補助事業終了後も自立して継続的に保存・活用することができる事業
- (4) 地域の実情に即した事業
- (5) シビックプライドの醸成に資する事業

【補助金額】

補助対象経費の10分の10とし、補助金の限度額は、100万円とします。

※複数団体から応募があった場合、補助額を調整させていただくことがあります。

【補助事業期間】

申請日から令和8年2月27日(金)まで

【主な補助事業の流れ】

① 交付申請書の提出 (5月16日(金)締切)

瀬戸内市歴史文化資源保存・活用支援事業補助金交付要綱を必ずご確認ください、以下の書類を提出してください。

- (1) 歴史文化資源保存・活用支援事業補助金交付申請書(様式1)
- (2) 事業実施計画書(様式2)
- (3) 収支予算書(様式3)
- (4) 団体概要書
- (5) 団体の定款、規約、会則またはこれに代わるもの
- (6) 団体の構成員名簿
- (7) 団体の直近の収支決算書
- (8) その他参考となる資料

↓

② 担当課から補助金交付決定通知書の送付 (6月上旬送付予定)

↓

③ 補助事業の実施(申請日から令和8年2月27日(金)まで)

↓

④ 実績報告書の提出 (事業完了後30日以内、または令和8年3月12日(木曜日)まで) 実績報告書や事業の実施にかかった費用が分かる領収書等の提出が必要となります。 詳細は交付決定通知書とともに案内させていただきます。

↓

⑤ 担当課から補助金確定通知書の発行(3月中旬予定)

↓

⑥ 補助金交付請求書(様式11)の提出

↓

⑦ 補助金の支払い(3月下旬予定)

※ 交付要綱及び申請書・実績報告書類は、市HPからダウンロード
できます。HPは右のQRコードからご確認ください。

【申請締切】

令和7年5月16日(金)

【問い合わせ先】

本補助金についてのご相談は、下記連絡先までお願いします。

〒701-4292 瀬戸内市邑久町尾張300-1 産業建設部文化観光課

Tel 0869-22-3953

Mail bunkakanko@city.setouchi.lg.jp

